

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 世田谷区立給田福祉園

事業計画書

1 事業運営に関する考え方

(1) 事業運営に関する今後の考え方

法人ミッション、「私たちは、すべての一人ひとりの人権と意思を尊重し、障害のある人もない人も共に社会・経済・文化に参加する機会を得て、主体性を持ちながら豊かな市民生活を送ることができる社会の実現を目指します。」及び施設サブミッション「利用者が安心、そして安全に地域生活を送ることができるよう、利用者との信頼関係を築いていきます。」また、私たちは生活介護事業所の果たすべき役割である、通所されている利用者が安全かつ安心して通える施設となれるよう、世田谷区及び関係機関と連携していきます。

(2) 今後5ヵ年重点目標

利用者支援（権利擁護・意思決定支援の尊重）

利用者の個性、障害特性を尊重し、多様化するニーズに効果的、効率的に対応する事を目指します。その実施にあたっては、利用者・家族のニーズの調査・把握、アセスメントに基づいた個別の支援計画を作成します。また必要に応じて見直しを実施しながら利用者一人ひとりに合ったサービスを提供します。

施設機能の充実

生活介護事業所の果たすべき役割である、通所されている利用者が安全かつ安心して通える施設の機能を保持するとともに、利用者が住み慣れた世田谷の地域で暮らしやすくなるよう施設機能の充実を図ります。その実施にあたっては、法人独自の緊急一時保護事業の継続と、緊急時における対応や地域資源を活用とした他のサービス利用など、利用者・家族が不安を感じずに済むように、移行支援を実施します。また、社会福祉法人会計基準による法人の経理規程に則った会計処理を行い、事業所の財務状況や生活介護サービスの活動実態を情報公開し透明性ある運営を行います。また、法人には会計監査人が選任され内部統制体制を確立します。

世田谷区をはじめ関係機関との連携

利用者の地域生活支援のため、世田谷区、保健福祉センター、相談支援事業所や、自立支援協議会・社会福祉協議会などのネットワークに関わり、相互の情報を得て利用者支援に効率的に生かします。事業所においては、世田谷区障害福祉計画に則り、世田谷区支援の下、東京都手をつなぐ育成

会、世田谷区手をつなぐ親の会と連携しケアホーム、グループホームの運営に協力します。

近隣地域との連携（共生社会の実現）

私たちは、事業所のおかれている地域の実情に合わせたネットワークを構築し、日頃より地域と交流し、地域の障害福祉への啓発に努めます。また、日頃から、地域の方々との顔の見える関係を生かし、災害時の協力体制を継続します。また、区の防災体制として定められた福祉避難所として地域防災の役割を果たします。

人材育成

制度等の変更が続く障害福祉分野において、しっかりと制度を理解し適正な運営ができるように、必要な情報を収集し人材育成を行います。具体的には、法人全体での職層研修の充実させていくこととともに、各事業所でのOJT・OFFJTを通じて職員の質を向上させ援助技術を伸ばします。職員個々の力量を伸ばすとともに、働きやすい職場を目指し、労働法令の順守とともに、人事考課制度によって、職員の自己実現を果たします。

2 事業内容

(1) 支援方針

障害者総合福祉法における生活介護事業所として、「せたがやノーマライゼーションプラン」の理念を尊重し積極的にその実現を推進します。また、通所施設として住み慣れた町で地域生活が送れるように、個々のニーズに合ったサービスを提供します。

(2) 個別支援計画

() 基本的な考え方

利用者の望む生活を確認し、サービス管理責任者が中心となってアセスメントを行い、他直接職員のみならず間接職員（看護師・栄養士）を含めたチーム体制で作ります。

() 具体的な提案

作成するにあたり、利用者本人の要望や希望を聞く場を設定し、その内容を具体化した計画を作成します。言葉によるコミュニケーションが難しい方は、家族からの情報などを総合的に判断し意思や思いを受けとめて作成します。

作成した内容について、本人、家族との面談の機会を設定し、サービス管理責任者より説明を行います。必要に応じて内容の変更や訂正を実施します。

地域生活に欠かすことのできない短期入所サービスや居宅系サービスな

どの社会資源活用や医療などの関係機関との連携も視野に入れて作成します。

【個別支援計画作成手順】

アセスメントの作成	年度末に個別支援計画まとめを受けて、アセスメントの見直しを実施。
個別支援計画案作成	アセスメント結果を踏まえて計画案をサービス管理責任者及び担当職員が作成。その後、個別支援計画検討会議にて検討。
個人面談（年度末）	年度末に実施。その年の個別支援計画結果及び新年度の計画案を利用者、保護者へ説明。要望があれば計画内容を再度検討。後日改めて計画案を提示。
個人記録記入	個別支援計画目標に関する支援の詳細を、年間通して個人記録に記入。
モニタリング	個別支援計画検討会議を実施。支援方法などについて検討。
個別支援計画再作成	モニタリングにより必要に応じて現況、目標、支援内容の変更確認。
個人面談（年度途中）	半期に実施。ケース会議にて検討した支援計画中間報告、またはモニタリングを受けて再作成した計画を利用者、保護者に説明。利用者や保護者から意見などあれば再検討。
個別支援計画まとめ	年度末に実施。目標の継続または、変更、終了など再アセスメントも含め検討。次年度支援計画案も含め、年度末の個人面談にて利用者、保護者に説明。

(3) 活動プログラム（週間・月間等）

() 基本的な考え方

障害の程度や状態、興味関心などに配慮しながら機能訓練と健康維持を基本とした、創作活動、身体活動、ウォーキング、地域交流、プール活動など、メリハリのあるプログラムを提供します。

() 具体的な提案

障害の程度が重い方、軽い方、体調管理が必要な方、障害特性により個別配慮が必要な方など、個別ニーズに対応した日中活動を提供します。

グループ編成は、障害特性に配慮した「介護を要する身体障害が主となるグループ」「介護を要するが身体障害がないグループ」「介護を要しないゆっくりグループ」「自閉症等の行動療法が適するグループ」の4グループ

を基本として活動します。

活動内容については、半期ごとに見直しを実施し、活動上支障がある場合は新たな活動プログラムを提案します。

利用者には月間、週間単位の予定表を配布し、毎日の朝礼の中でも一日の流れを説明します。

【週課予定・日課】

	月	火	水	木	金
10:00 10:30	利用者登園・更衣・トイレ				
10:30 12:00	朝礼 活動（水中活動・ウォーキング・創作・農作業・空缶回収・ストレッチ）				
12:00 13:30	食事・昼休み				
13:30 15:00	活動（理学療法・音楽療法・水中運動・ダンス・クラブ・リラックス）				
15:00 16:00	帰宅準備・更衣・トイレ・終礼 降園				

（４）給食

（ ）基本的な考え方

委託業者と連携して、減量食や生活習慣病を考慮したメニュー、個々のニーズに出来る限り応えた満足度の高い食事を提供します。また、セレクトメニューやバイキング形式など、楽しみの一つとして提供します。

（ ）具体的な提案

毎月１回、委託業者との給食会議にて、情報交換をおこないます。メニューの検討のみならず、利用者の加齢、肥満、咀嚼、嚥下、生活習慣病などについて支援員・医務なども絡めた検討を行い、それぞれの利用者に配慮した昼食を提供します。

主食や副菜、デザートの特選メニューを定期的に変更します。

写真やサンプルを利用し、利用者に分かりやすく献立メニューを伝えま

す。

定期的にご利用者、保護者へ嗜好調査を実施し、献立に反映します。

（５）利用者の高齢化への対応

（ ）基本的な考え方

高齢化に伴い、身体機能及び判断能力の衰えに対して、食事、排泄、着脱、入浴、寝起きなどのADL（日常生活動作）を要観察し、施設の機能（活動内容）を見直し、本人が望む限り通所継続ができる体制作りを実施します。

() 具体的な提案

本人の身体や精神状況に合わせた個別支援計画を作成し、活動グループの行動に拘らない柔軟な支援を行います。

必要に応じて、嘱託医・看護師・栄養士・理学療法士や作業療法士など、本人の状況に合わせた支援チームを構成し、専門領域での知識を活用した支援を実施します。

施設で過ごす際に設備面での配慮が必要な場合には、可能な限り本人の状況に合わせた環境整備を行います。また、可能な限り、本人が休息できるスペース作りを実施します。

地域生活支援においては、障害福祉サービスを継続利用しながら併用できる介護保険領域のサービスの利用も検討し、それぞれの状況に合わせた地域生活支援を実施します。

ご家族や関係機関との連携を密にして、日々の本人状況を確認しながらゆるやかな活動の提供を行い、急な様子の変化にも連携して対応できる体制を構築します。

(6) 作業活動(創作活動を含む)

() 基本的な考え方

創作活動では、利用者の芸術的センスの発散の場と捉え、基本的に利用者の意思を尊重します。具体的には、それぞれの力を無理のないように十分に生かし、継続して取り組むことができる活動を提供します。完成作品については、利用者自ら販売や展示発表に携わり社会への参加意識を持ってもらうことと、より多くの方々に知ってもらうことで、給田福祉園の事業の取り組み内容と障害者理解へと繋がります。

() 具体的な提案

絵画などの完成作品は園祭や他施設での祭り、自主製品ではフェリーチェなどで販売し、充実感や達成感を味わいます。

創作活動の内容、種類については、利用者の興味関心事に働きかけ、これまでの製品のみに固執せず、他施設との情報交換によって新しい技術を取り入れていきます。

利用者が集中して取り組むことができるよう、掲示による作業工程やパーテーションを活用した作業環境を設定する等の配慮をします。

より多くの作業種目を用意することで、利用者が作業を選択することができるようにします。

【活動内容】

絵画	アクリル絵の具や水彩絵の具を使い、模造紙や画用紙に絵を描き作品を仕上げる。作品は地域の展示会などに出品。
----	--

ビーズ	ネックレス、ストラップ、メガネチェーン、ブレスレットなどを作る。
機織り	加工ボランティアにより、巾着、ポーチ、ペンケース、エコバックなどの作品に仕上げる。
農園	区より農園を借用。ナス、きゅうり、にんじん、ラディッシュ、トマト、ジャガイモ、里芋などを栽培、収穫。
紙漉き	地域より回収した牛乳パックをリサイクル利用し、紙すきはがきを作る。
リサイクル	エコキャップ回収 アルミ缶、牛乳パックを回収。
アルミ缶プレス	家族や地域より回収したアルミ缶を専用機械でプレス。リサイクル業者に引き渡す。
石鹸づくり	グリセリン材料を購入し、刻んで溶かしハート型等の型に流し込み色を付けて作る。
喫茶あじさい	毎週木曜日、近隣高齢者施設の地域ふれあいコーナーを借りて、喫茶コーナーを運営。利用者の目的に応じて洗い物、掃除、看板出し、セッティング、ウェイター、ウェイトレスなどの仕事を提供。

(7) 作業以外の所内活動

() 基本的な考え方

各グループ単位で計画し、余暇的な要素を盛り込み、楽しく身体を動かすことのできる活動を実施します。クラブや表現ダンスなどの活動を基本としながらも利用者の希望に沿った、新たな活動内容の提案も随時実施します。

() 具体的な提案

利用者の希望をとり入れ、バラエティーに富んだ活動内容を提供します。クラブ活動やミュージックアワー、表現ダンス、アート、リラクゼーションにおいては、外部講師を招いて、専門的な内容の活動を提供します。ダンスやミュージックアワーの活動終了後は講師とのミーティングを実施することで、次回以降の内容の検討や、利用者の参加状況を確認します。理学療法士のアドバイスをもとに、利用者にあった身体機能回復のための、ストレッチや柔軟体操を実施します。

【活動内容】

ミュージックアワー	月2回講師を招き、音楽療法の一環として、演奏をしたり音楽を聴いたりなどリズムと触れ合う時間を提供。
表現ダンス	月1回講師を招き、紐を使ったダンスや柔軟体操など幅広いジャンルの体を動かす活動を実施。

リラクゼーション	月1回講師を招き、リラックス効果の高い香りと音楽の中で、マッサージを主体として実施。
アート	月に1回講師を招き、模造紙や厚紙等を材料にした、絵画や芸術作品を制作。
クラブ活動	月に1回実施。スポーツクラブ、乗り物クラブ、華道（フラワー）クラブ、書道クラブ、おもしろアートクラブなど。華道のみ講師を招いて実施。
カラオケ	園内の ADL 室内を使用し、昼休みや活動の一環として実施。また、気分転換の一つとしても活用。
ビデオ鑑賞	オーディオ機器を使用し、音楽や乗り物などの DVD を楽しむ。
ストレッチ	理学療法士の指導による、マッサージ・筋力トレーニング・機能回復のリハビリを実施。
製菓	プリンやクッキー、ケーキなど、利用者のリクエストに沿ってのお菓子作り。
生活学習	七夕、ハロウィン、クリスマスなど、季節にあった装飾品作成とボランティアのお礼状も作成。

(8) 所外活動

() 基本的な考え方

地域資源を最大に活用し、身体機能維持のための運動や心身のリフレッシュ等、所外活動を通して得られる充実感等を体感し、社会経験を積み重ねる体験を提供します。

() 具体的な提案

利用者の経験の幅が広がるよう、また、地域との接点が増えるような活動を実施します。

水中活動（プール）については専門講師を招いて、利用目的（水泳大会参加等）に応じた活動内容を提供します。

新たな活動内容提供の際には活動場所の安全性などに十分配慮します。

【活動内容】

ウォーキング	個々の利用者の状態や目的に応じて、短中長距離に分かれる。バスで芦花公園や井の頭公園などにも出掛け、季節を感じながらの公園散歩を実施。
水中運動	講師を招いての実施。千歳温水プール、烏山中学校温水開放プール、総合運動場温水プールを利用。
ドライブ	公用車や福祉バスを利用。

図書館	粕谷図書館・希望ヶ丘図書館を利用。
買い物	地域のショッピングモールなどを利用。好みのものを購入することの喜び、また地元の方々との触れ合い機会とする。
喫茶	近隣高齢者施設「千歳敬心苑」フロアーを借りての喫茶利用や、仙川駅近くのコメダ珈琲店や喫茶ぴあ、世田谷文学館どんぐりなど地元喫茶店を利用。

(9) 行事 (宿泊、祭り)

() 基本的な考え方

利用者の社会参加への機会を提供します。また、祭り(でんでん祭り)では地域との交流が活発にできるように企画します。

() 具体的な提案

でんでん祭りや宿泊行事の際に、利用者代表が実行委員として参画してもらい、意見が反映できるようにします。

余暇充実のため、個別外出やグループ外出において、希望を聞き取り、楽しめる場所へ行けるよう企画します。その際に公共交通機関を使うなどし、社会体験ができる機会も設けます。

季節行事

成人を祝う会、入園式、夏祭り、クリスマス会など年間を通じ季節感を味わえる行事を企画し実施します。

【行事内容】

新入園者歓迎会	毎年4月に実施。入園される利用者を歓迎する。
でんでん祭	より多くの地元住民を招き、重度知的障害者の認知及び福祉園が地域の社会資源であることを祭りを通じて、障害者福祉への理解の機会とする。 園祭は、地域住民の理解と啓蒙とする。
宿泊	将来に備え家庭から離れての生活を経験すること、また宿泊を通して日常生活に必要なスキル、それに対する課題を見出し、普段の活動に反映させていく。
障害者水泳大会	毎年夏に東京都障害者総合スポーツセンター主催の水泳大会に参加。日頃のプール活動の成果を発揮する。
日帰り外出	園外での活動にて娯楽施設利用するなどして楽しみを味わう。
クリスマス会	音楽演奏者を招いての鑑賞会を実施し、クリスマスの雰囲気味わう。また、地域の方々も招待する。

(10) 介護

() 基本的な考え方

利用者個々の障害特性を把握し、主体的に生活を送ることができるようにしていきます。生活していく上で必要な食事や更衣、排泄、身辺整理、また、身体機能や精神的な側面を継続的に見守るため、専門職と連携し、個別支援計画に沿った介護を実践します。

() 具体的な提案

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師など、専門職と連携して、身体機能の維持、必要に応じ改善に取り組みます。

水中活動（プール）やウォーキング、ストレッチなどの活動を専門職の指導、助言をもとに、利用者それぞれの身体状態に応じて提供します。

施設内の環境整備として、清潔で安全に使用できる空間を作ります。

理学療法士による勉強会の開催などによって、介護技術を習得します。

3 家族や地域との連携

(1) 家族との連携

() 基本的な考え方

利用者の生活を支える基盤である家庭との連携は重要な位置付けとしているため、家族の信頼を得てコミュニケーションを円滑に保つことが、より良い利用者支援を導き出すことに繋がる。そのため、利用契約、アセスメント個別支援計画作成、行事参加などのすべての場面において保護者、ご家族の方に関わっていただきます。また、保護者、家族が安心して我々に支援を託すことができるよう、従事職員との親睦の場を設定するなど、信頼関係を構築します。

() 具体的な提案

定期的に保護者会を開催します。事業所の方針やサービス内容の説明、東京都、世田谷区を初めとした福祉施策などに関する情報を提供します。

家族との連携は毎日の連絡帳記入を基本としますが、状況に応じて電話連絡、個人面談、家庭訪問などで対応します。

個人面談を年2回（前期、後期）実施し、個別支援計画の説明、活動見学、家族状況確認などの情報交換をします。また、支援上で個別に相談が必要な場合は随時面談を実施します。

ご家族との交流を図る目的として、班別の給食試食会、班別懇談会を実施し、グループ職員、他家族との顔の見える関係性を作ります。

利用者と家族が安全に安心して地域生活を送ることができるよう、関係機関と連携します。

(2) 地域との交流・連携

() 基本的な考え方

利用者が住み慣れた地域で生活ができるように、地域の方々と友好的な関係を構築します。また、福祉園の活動を知って頂き、開かれた事業所、地域社会の一員としての事業所を目指します。

() 具体的な提案

広報紙「おれんじ」の発行やホームページを適宜更新し、より多くの方々へ情報を発信します。

近隣高齢者施設「千歳敬心苑」のスペースを借りて、喫茶店を開店し接客を通して地域の方々との交流を深めます。

園祭は地域との交流、還元を目的にバザー（フリーマーケット）や催し物、模擬店、ゲーム、地元の飲食業者出店などを企画して、幼児から高齢まで幅広い地域住民の参加者を増やします。

食材及び消耗品等の購入は、地域の商店街などを利用します。

地域行事への参加と作品販売による障害者理解促進として、給田町会夏祭り、りんれい公園お笑い夏祭り、給田小学校防災訓練、コミュニティカフェななつの子展示会に参加します。

(3) ボランティア活用

() 基本的な考え方

地域住民及び高齢者、近隣大学、医療系大学、中学生及び小学生、一般企業などボランティアとして幅広く受け入れる。その中で障害者に対する理解を求め継続的に関わっていただけるようにする。

() 具体的な提案

常時、ボランティアの募集を広報誌やホームページ等で告知し、見学を含め受入れの態勢を整えます。

ボランティア担当職員を配置し、実習や体験、見学で来園された方にボランティア活動内容について説明し、ボランティア登録を依頼し継続的な関わりとなるよう取り組みます。

ボランティア名簿を作成し、希望される方には定期的に広報誌を配布し、施設での様子や今後の予定をお知らせします。

4 . 危機管理

(1) 災害対策・防犯対策

() 基本的な考え方

災害時・緊急時の対応策として、関係マニュアルの見直しを適宜行いマニュアルに基づくシミュレーションを行う。発生時に実際に職員が対応できる体制作りを行います。また、区及び地域と連携し、施設の自主防衛組織により緊急時に対応します。施設全体の安全意識・危険対応の訓練を徹底します。防犯・不審物対策では、所轄の警察署と連携を取り、防犯・不審者対

策訓練を実施するなどして防犯対策を行います。施設においては防犯カメラの活用や、近隣交番との顔の見える関係性を築きます。職員の普通救命講習での資格取得や、定期的な避難訓練・安全教育を徹底し、職員一丸となって災害・防犯意識を高めます。近隣諸機関・団体との連携を強め、安心安全な生活が営めるようにします。

() 具体的な提案

震災時対応マニュアル・広域避難場所の確認・災害用備蓄品管理など、「災害対策マニュアル」に基づき、普段から災害に対して危機意識を持って取り組むことで、実際の災害において適切な行動を取ることができるようにします。また、消防計画に基づく毎月の避難訓練は、あらゆる状況に対応できるよう、火災・地震・夜間・通報・消火・応急救護等、様々な状況を想定して訓練します。

「災害伝言サービスの利用(171)」周知し、各グループ単位での想定訓練を実施します。

世田谷区危機管理室災害対策課及び障害福祉部障害者地域生活課並びに区内関係施設、法人と連携し情報の伝達を行います。

施設賠償保険など必要とされる保険に加入し、保障体制を整えます。

区立施設として災害時二次避難所として機能できるよう事前の準備を進めるとともに、災害時に対応できるように全職員に周知・徹底を図ります。

防犯・不審者対策としては、所轄の警察署に協力を頂き、職員対象とした防犯研修を実施します。

(2) 健康管理

() 基本的な考え方

施設が利用者にとって、安全で快適な健康状態が保てる環境であるとともに、リアルタイムに健康状態を把握し、安心を保障する事業所を目指します。

() 具体的な提案

危険防止や安全管理を徹底し、事故防止に努めます。過去の「ヒヤリ・ハットレポート」や事故事例を検証し、レポートの分析事項を職員全体に周知して、事故の予防と安全対策を実施します。

常に利用者の健康状態を把握し、快適な施設生活を維持します。健康管理に関する支援は支援員、看護師、栄養士、嘱託医が連携して、個々に応じた健康の維持と増進を取り組みます。

(3) 衛生管理及び感染症対策

() 基本的な考え方

利用者の障害の多様化、高齢化などを考慮し、主治医・関連医療機との

連携を密にし、健康で安全な生活が送れるように感染症対策に努めます。利用者やご家族より健康状態の情報を得て、早期発見、予防に努め、利用者の運動機能の改善・維持、低下の防止を目指します。また、保護者が健康状態を速やかに把握できるよう、詳細な情報を提供します。衛生的な生活が送れるように環境を整え、手洗いなど利用者も生活習慣を身につけられるように支援します。

() 具体的な提案

東京都、世田谷区保健所等から情報を収集するとともに感染症マニュアルをもとに感染拡大を防ぎます。

感染者が発症した際は保健所等の関係機関との連携をとり、保護者に連絡し、今後の対応を検討します。

利用者の衛生管理を保持・持続するために施設内の衛生管理を実施し日頃から手洗い、うがい、消毒等を継続的に支援します。

5 個人情報保護

() 基本的な考え方

世田谷区個人情報保護条例および世田谷区情報公開条例に基づき世田谷区に定められた、取扱うことのできる個人情報の範囲、取扱方法について課せられた制限及び義務を遵守するとともに、個人の尊厳を最大限に尊重するという基本理念のもと、保有の個人情報の漏えい、改ざん及び棄損の防止、保有個人情報への不正なアクセスの防御、その他個人情報の安全管理に対し、必要かつ適切な措置を講じます。

() 具体的な提案

法人の定める「個人情報保護規程」「情報公開・開示規程」「ネットワークシステムの運営管理に関する規程」及び世田谷区個人情報保護条例、世田谷区情報公開条例、協定書の「世田谷区の障害者施設における情報セキュリティ対策基準」「電算処理の業務委託契約の特記事項」に基づき、制限や義務を順守するための体制づくりとして、個人情報保護管理責任者を設置し、個人情報の順守を徹底します。

施設の定める「サービス利用に係る情報提供同意書」について利用者及び家族と取り交わし、利用者の個人情報を外部に提出する必要がある場合は、慎重かつ丁寧に取り扱います。また、利用者の氏名や写真について施設内掲示や広報誌・ホームページ等への記載にあたっては、あらかじめ、利用者・家族からの承諾を得てから使用します。

個人情報の保護に関する理解を深めるために、研修等を企画します。

利用者ファイルや個人記録等の情報は施錠した書庫に保管するとともに、個人情報保護管理者を配置し、管理を徹底します。

個人所有の携帯電話の撮影機能を職場や仕事関係に用いないように周知します。

6 権利擁護

() 基本的な考え方

利用者本位で考える職員の支援姿勢の徹底に努めます。利用者が、その人らしく振舞っているか、その人の力が十分に発揮できているか、安全や健康面での問題はないか、安心して充実した生活ができているかを常に意識しご本人の立場で「感じ、考え、気づき、動く」姿勢で支援します。

() 具体的な提案

世田谷区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領及び法人の定める「就業規則」を職員に周知徹底し、利用者の人権を守ります。

職員全体に対してあらゆる機会を通じて「利用者一人ひとりの個人の尊厳の保護」「利用者のプライバシーの保護」を遵守するよう周知・徹底するとともに第三者評価の受審等、外部及び第三者の視点を常に意識しながら業務を遂行していきます。

施設内に虐待防止委員会を設置し、常に利用者の権利を意識した運営を実施します。

<p>給田福祉園 虐待防止委員会</p>	<p>委員長 施設長 委員 リーダー支援員 委員 リーダー支援員 委員 リーダー支援員 委員 リーダー支援員 委員 リーダー支援員 委員 リーダー支援員 委員 看護師</p>
<p>給田福祉園 虐待防止受付責任者</p>	<p>サービス管理責任者</p>

7 苦情解決

() 基本的な考え方

苦情解決の仕組みを活用することで、利用者が安心して施設サービスを利用しながら安定した地域生活を送れるようにする。

() 具体的な提案

法人の「利用者からの苦情解決実施要綱」とその細則である「苦情解決実施要領」に基づき、苦情解決責任者、苦情解決担当者を配置し相談を受けける体制を整備します。その他にも学識経験者、地域の民生委員などで構

成される苦情解決第三者委員を設置し、現場を実際に訪れていただき改善点について、アドバイスしていただきます。

苦情解決責任者	施設長
苦情受付担当者	サービス管理責任者
第 三 者委員	学識経験者
第 三 者委員	地区民生委員
法人苦情 受付	法人受付窓口

苦情があった場合は、統一された書式の下に、日時・事業・内容等を記入しサービス管理責任者を通じ管理者に報告します。事案によっては苦情申出者のプライバシー保護に留意しながら、法人、苦情解決第三者委員他、関係者に通知し、具体的な改善、解決策について協議対応します。また、その改善策については、できるだけ迅速かつ具体的に苦情申出者に直接説明し、了解を得るようにします。

苦情解決第三者委員を施設に招き、職員の同席なしの状態、利用者・保護者からの施設の満足度や不満等を聞き取ります。

苦情等があった場合は世田谷区保健福祉サービス事業者指導要綱に基づき、世田谷区障害福祉部障害者地域生活課へ報告します。

8 職員

(1) 職員配置・人材育成

- 添付 様式 2 職員配置等(生活介護)
 様式 3 管理者(候補者)の経歴等
 様式 4 サービス管理責任者(候補者)の経歴等
 研修計画

() 基本的な考え方

障害者総合支援法や世田谷区の指定管理基準に則り、利用者への必要な福祉サービスが提供でき、利用者・家族から満足が得られる適正な職員配置を法人と協議の上、確保します。人材育成に関しては、法人による研修要綱に則りながら施設独自の研修計画を実施します。

() 具体的な取り組み

法人の研修要綱に沿って、集合研修(職層研修・職能研修・特別研修)に積極的に参加していきます。また、職員の研修計画に基づいた、外部研修や施設内にて実施する内部研修を実施し、職員一人ひとりの目的意識を高め、職員全体の共通認識を深めます。

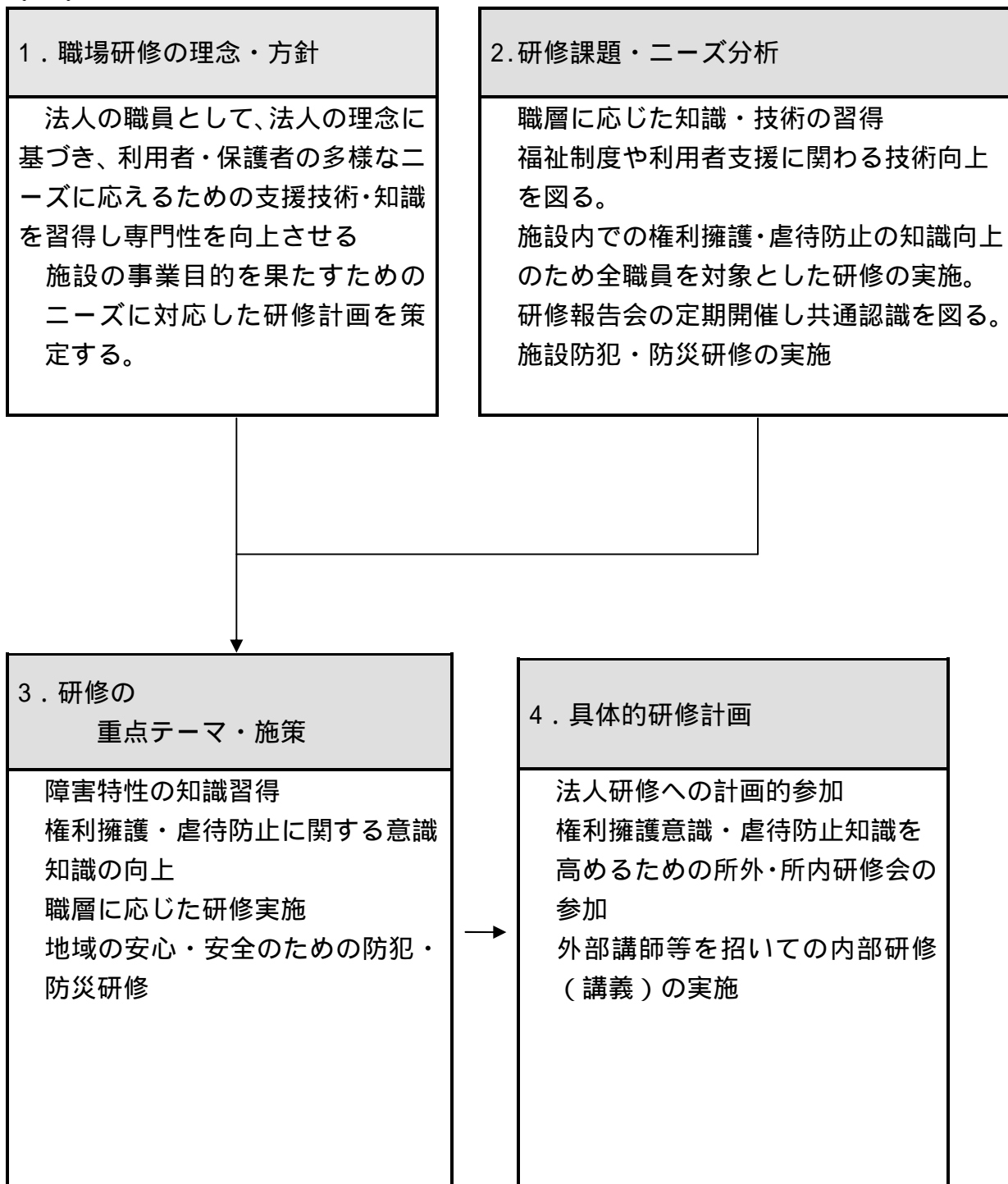
職員配置等（生活介護）

職種	職員数 34名			資格等
	常勤 25	非常勤 9	計 34	
	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】	(専従)【兼務】	
管理者	1 (1)【 】		1 (1)【 】	介護福祉士
サービス管理責任者	1 (1)【 】		1 (1)【 】	社会福祉士
生活支援員	21 (21)【 】	4 (4)【 】	25 (25)【 】	社会福祉士 2名 介護福祉士 5名
看護職員	1 (1)【 】		1 (1)【 】	
医師		3 (3)【 】	3 (3)【 】	
その他	栄養士		1 (1)【 】	
	事務員	1 (1)【 】		1 (1)【 】
	理学療法士		1 (1)【 】	

介護福祉士、社会福祉士等の資格がある職員がいる場合、資格と人数を記入

研修計画

(1) 研修計画



(2) 働きやすい環境づくり

() 基本的な考え方

職員が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動と言った「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方ができるような環境を作ります。そのような中で優秀な人材の確保、職員の意欲の向上・定着・長時間労働の削減・業務効率の向上に繋がります。

() 具体的な提案

風通しの良い職場作り

職員は仕事と子育ての両立ができる働きやすい環境を作ることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにします。ノー残業デーの設定や祭りへの家族招待、日常的な施設行事への参加など家族の「顔」が見える取り組みをおこなう事で、風通しの良い職場作りを実施します。

人事考課制度の徹底

人事考課制度を活用して、職員一人ひとりがやりがいをもって業務にあたる職場環境を設定し、定期的に管理職との面談を通して仕事の成果を振り返る機会を作ります。

メンタルヘルスへの対応

必要に応じて法人が契約している無料相談窓口「東京メンタルヘルス・カウンセリンセンター」を紹介するとともに、周知パンフレットを職員に配布する。また、法人の実施規程に基づいた全職員対象としたストレスチェック制度を実施します。法人にも「職員悩みごと相談窓口」やメンタルヘルス指定相談医を設置します。

セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントの防止

法人の就業規則等を職員に周知し、ハラスメント防止に努めるとともに、ハラスメント発生時はハラスメント対応マニュアルに基づき必要な措置を迅速に講じます。

9 . 運営管理の効率化の提案（給食、送迎バス、維持管理等）

() 基本的な考え方

住民サービスの向上や経費節減等、効率化を図ることを目的としている指定管理者制度の趣旨を遵守し、利用者サービスの向上を運営管理の効率化を実施します。効率化は削減だけに注目するのではなく、削減の結果が有効に利用者や家族へ還元されより質の高い支援につながるような視点を持ちます。

() 具体的な提案

業務委託については委託更新時には複数業者による相見積もりを取り実施適

性を見ながら委託先を選定します。

日頃から節約とリサイクルの意識を全職員に周知・徹底し、光熱水費や事務消耗品等の使用や再利用への意識を大事にします。

法人のスケールメリットを活かし、安価な事務消耗品等を一括購入し経費節減します。

建物・備品については、その使用頻度や保管状況において適正な管理を実施することで長寿命化を図り、修繕費用等の抑制をおこないます。

職員業務の効率化として、時間を要しそうなものについては予め業務分担を行い、時間外業務が発生しないようにします。

10. 「障害者差別解消法」に対応した取り組み

() 基本的な考え

国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」や厚生労働省の「福祉事業者向けガイドライン」また、世田谷区の「基本方針」「職員対応要領」により趣旨をしっかりと理解し、事業所として日頃の支援が障害者に対する不当な差別的取扱いとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行う。

() 具体的な提案

障害理解の促進

地域障害者施設として、地域住民に向けて障害当事者との触れ合いの場を設定し、障害の捉え方や特性の理解する機会を持ちます。

ユニバーサルデザインの推進や合理的配慮等のしくみや取り組みを福祉体験研修等を実施し周知・啓発する。

11. 独自の提案（特にPRしたい点）

() 基本的な考え

「利用者・家族が思い描く充実した地域生活を目指します」事を具体化するために施設だけでなく、世田谷区を含めた地域資源を活用していきます。

() 具体的な提案

区内にある同法人施設（通所5カ所、生活支援ホーム、えにし）相談支援事業所等とのネットワークシステムを強化し、施設間での情報共有や人材育成での協力体制を築きます。

より安心した地域生活のために緊急一時保護事業(法人自主事業)と支援時間延長（レスパイトサービス）を継続します。

今後、利用者の重度高齢化が進んでいくことを見越して、他施設の取り組み状況を情報収集・調査を行います。